

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） 利用約款

介護老人保健施設
ジョイティピアしんいち

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ジョイティピアしんいち（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めるることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。
2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帶して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう協力すること。
- ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額

及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3ヵ月分以上滞納し、督促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用する事ができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者もしくは身元引受人が指定する者に対し、毎月末日までの請求書を送付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該請求額を7日以内に支払うものとします。支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたと

きは、利用者、身元引受人又は利用者もしくは身元引受人の指定する者に対して領収書を発行します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には原則として必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長（医師）が判断し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には説明書を作成し身元引受人に対し同意を得る事とします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、家族、身元引受人又は利用者若しくは家族、身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - ② 居宅介護支援事業者等との連携。
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - ④ 利用者に症状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等。
 - ⑤ 生命、身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第10条 当施設は、利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関、かかりつけ医又は専門的機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情について、担当支援相談員に申し出ることができます。又、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第11条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受にと当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

利用のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設ジョイトイピアしんいち
- ・開設年月日 平成10年8月1日
- ・所在地 広島県福山市新市町下安井3510番地
- ・電話番号 0847-51-2226 FAX番号 0847-51-2216
- ・管理者名 信岡 紀邦（施設長）
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（3454580014号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

- ①老人福祉の資質の向上に努め、特別養護老人ホーム等の施設又は家庭と医療機関との中間的処遇を基調とした介護を行なうものとする。
- ②医療と介護の機能を備えた施設とし、医療面の偏重を避け、生活援助の場としての施設を原則に、医療と福祉の均衡のとれた処遇に努める。
- ③前各号の推進にあたっては、地域の福祉関係機関、医療関係機関との連携を密にし実効を図るものとする。

(3) 施設の職員体制

- ① 管理者 1人
- ② 医師 3人
- ③ 事務長 1人（管理者を兼務）
- ④ 看護職員 10人
- ⑤ 介護職員 24人
- ⑥ 支援相談員 3人
- ⑦ 理学療法士 3人
- ⑧ 作業療法士 3人
- ⑨ 管理栄養士 1人
- ⑩ 介護支援専門員 2人（介護職員と兼任）
- ⑪ 事務員 1人

(4) 入所定員 65名 (短期入所を含む)

2. サービス内容

◇ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人(ご家族)の希望を十分に取り入れ、又、計画の内容については同意をいただくようになります。

医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介護：施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：原則としてリハビリテーションコーナーにて行いますが、施設内での生活のすべてが機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

相談業務：支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

◇生活サービス

当施設に入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

・療養室：*個室 *2人室 *4人室

(個室及び2人室の利用には、別途料金をいただきます。)

・食事：朝食 7時30分～ 8時15分

昼食 12時00分～12時45分

夕食 18時00分～18時45分 *終了時刻はあくまでも目安です。

・食事場所：原則として食堂でお取りいただきますが、御希望により1階喫茶コーナーもご利用いただけます。御家族で一緒にご利用いただくことも可能です。

・入浴：週に最低2回。ただし、身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

・理美容：月1回、理美容サービスを実施します。(別途料金をいただきます。)

3. 利用料 別途利用料金表（別紙1）をご覧ください。

4. 他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：当施設では、病院や歯科診療所に協力をいただいているので利用者の状態が急変した場合には速やかに対応します。

[協力医療機関] 名称 医療法人社団陽正会 寺岡記念病院

住所 広島県福山市新市町37

[協力歯科医院] 名称 いのうえ歯科医院

住所 広島県福山市新市町宮内362

他施設の紹介：当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますのでご安心ください。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- 面会は原則として午前7時から午後9時までです。時間外はご遠慮ください。
- 面会の際には受付窓口の面会表に記入してください。また、面会時に食べ物等を置いて行かれる場合は衛生管理上、職員に申し出ください。
- 施設内は禁煙です。
- 故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず施設・設備を壊したり汚した場合にはご利用者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当額の対価をお支払いただくことがあります。
- 所持品・備品等の持ち込みは職員にお申し出ください。
- 金銭・貴重品については原則として持ちこみ禁止ですが、自動販売機、喫茶コーナーがございますのでお小遣い程度（3千円）として下さい。（管理については施設で行ないます。）
- 外泊時に医療機関を受診される場合は必ず施設へご連絡ください。

6. 外出・外泊

- 入所中においても家庭での生活に近づけるよう外出外泊を積極的に支援します。
- 車椅子の貸し出しやご自宅までの送迎については担当者にご相談ください。

7. 非常災害対策

- 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、避難用滑り台、エアストレッチャー
- 防災訓練 年2回以上

8. 禁止事項

当施設では多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 苦情の受付について

当施設における要望や苦情の受付は以下の通りです。又、玄関に据え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者（施設長）、法人本部にあてて直接お申し出頂く事も出来ます。皆様にとって、より快適で安心な施設を作り上げるため、ご遠慮なくご意見をお寄せ下さい。

○ 苦情・要望等の申立先

介護老人保健施設ジョイントピアしんいち（括弧内は責任者職・氏名）
事務室（事務次長 峰松 由里子）
支援相談員（施設課長 池田 岸陽）

- 受付時間 08:30～17:30（日曜日を除く）電話 0847-51-2226
- 苦情処理を行なうための体制・手順は別紙の通りです。

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。